意 見 書 案

意見書案第4号

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成27年6月26日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

日本は戦後70年間、憲法9条を核とする平和憲法のもと海外で武力行使は行わないという原 則を貫く一方、武力行使は日本防衛のために限るとする「専守防衛」を堅持してきました。

この度、政府は、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法(PKO法)等、本来はそれぞれ 審議すべき10本の主要改正案を一つに束ね、集団的自衛権の行使をも容認する内容を含んだ安 全保障関連法案を提出しました。

核兵器や弾道ミサイル、国際テロ、サイバー攻撃と国民の生命・自由及び幸福追求の権利が 根底から覆される脅威は深刻であり、国と国民を守ることは政治の最も重要な責務であるとと もに、近隣諸国との友好な関係をより高め、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要です。 また、一方では、政府には憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持し、安全保障政策を構築す る責任があります。

よって、国においては、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持し、国民の生命、財産、主権及び日本の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責務を果たすとともに、安全保障関連法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行い、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

士別市議会

(提出先)

意見書案第5号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員 定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見 書を次のとおり提出するものとする。

平成27年6月26日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、財源不足などを理由に義務標準法改正に伴う教職員定数改善の概算 要求は見送られ加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被 災地学習支援1,000人にとどまっています。また、2014年の厚労省国民生活基礎調査では、子 供の貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である生活扶助費についても 削減が進むなど、就学援助を受けている子供たちへの影響が懸念されます。

教育現場においては、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供たちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編制の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

よって、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元など、次の項目について教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るために強く要望します。

記

- 1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
- 2.30人以下学級の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
- 3. 当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消を初め、義務標準法改正に伴う教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 4. 子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 5. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 6. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月26日

士別市議会

(提出先)

意見書案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成27年6月26日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域 交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定 など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初め、人材が減少するなかで、 新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、 これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。よって、国においては、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るため、下記事項について実施するよう強く要望します。

- 1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に今後策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に関する財源措置については、復興集中期間 終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急 増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を検討する こと。
- 4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、 自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が 生じることがないよう対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税 については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5. 地方財政計画に計上されている歳出特別枠及びまち・ひと・しごと創生事業費については、 自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。 また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振りかえること。
- 6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を 踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じ ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年6月26日

士別市議会

(提出先)

 内閣総理大臣

 財務大臣

 総務大臣

経済産業大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 地方創生担当大臣